

「修習給付金（仮称）」の名称について

1 名称に「給付金」を用いる理由

司法修習生に対して支給される渡し切りの金銭（修習給付金（仮称））の名称については、用例上、「手当」又は「給付金」を用いることが考えられる。このうち、「手当」については、一般的には、「労働・勤務などの報酬として与える金銭。また、基本的な給料などのほかに支給する金銭。」（広辞苑）を意味するものとされており、用例上も、「児童手当」など給与ではない支給金の名称に用いられる例もあるものの、「期末手当」「住居手当」など、基本的には本給に付随する給与の名称に用いられる例が多い。これに対し、「給付金」は、犯罪被害者等給付金（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律）や、「老齢年金生活者支援給付金」（年金生活者支援給付金の支給に関する法律）など、支給対象者の生活を支援する等の目的で無償で支給される金銭の名称として用いられる例が多く、反対に、給与の名称として用いられている例は見当たらない。

司法修習生は、公務員ではなく、国に対して何らかの職務を行う立場にはなく、本改正法案により司法修習生に支給される渡し切りの金銭（修習給付金）は、（司法修習生の生活支援を通じて）修習専念義務を確保するために、修習資金の一部として支給されるものであり、司法修習生の給与として支給されるものではない。このような修習給付金の性格及び上記の用例によれば、修習給付金の名称に「給付金」を用いることにつき、用例上問題はないと考えられる。

また、修習給付金の支給額については、現在、修習期間中の約1年間にわたり、月額10万円から20万円の範囲内の金額を支給する方向で調整が進められている。他の給付金制度としては、①雇用保険を受給できない求職者が公共職業訓練等を受講することを容易にするため、当該求職者に対し、訓練期間（概ね3月から1年）中、月額10万円を支給する職業訓練受講給付金制度（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律）や、②雇用保険に加入している育休取得中の者に対し、子が1歳（両親が取得する場合は1歳2か月）に達するまでの間、賃金の一定割合（50%ないし67%）の金額を支給する育児休業給付金制度（雇用保険法）等がある。

2 「修習給付金」の名称を用いる理由

法令上の「給付金」の名称については、犯罪被害者等給付金（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律）、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措

置法)のように、その支給の客体に着目した名称、職業訓練受講給付金(職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律)、育児休業給付金(雇用保険法)のように、支給対象者が置かれた状況に着目した名称のほか、老齢年金生活者支援給付金(年金生活者支援給付金の支給に関する法律)、被害回復給付金(犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律)のように、その支給目的に着目した名称があると考えられる。

本改正法案による給付金については、司法修習を実施している司法修習生に対して支給されるものであり、「修習資金」(本改正法案による改正前の裁判所法第67条の2)との平仄も考慮して、支給対象者が置かれた状況に着目して「修習給付金」との名称にした。

(参照条文)

○ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和五十五年五月一日法律第三十六号)

(犯罪被害者等給付金の支給)

第三条 国は、犯罪被害者があるときは、この法律の定めるところにより、犯罪被害者又はその遺族(これらの者のうち、当該犯罪被害の原因となつた犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。)に対し、犯罪被害者等給付金を支給する。

(犯罪被害者等給付金の種類等)

第四条 犯罪被害者等給付金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して、一時金として支給する。

- 一 遺族給付金 犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族(次条第三項及び第四項の規定による第一順位の遺族をいう。)
- 二 重傷病給付金 犯罪行為により重傷病を負つた者
- 三 障害給付金 犯罪行為により障害が残つた者

○ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年十一月二十六日法律第一百二号)
(老齢年金生活者支援給付金の支給要件)

第二条 国は、国民年金法(昭和三十四年法律第一百四十一号)の規定による老齢基礎年金(以下単に「老齢基礎年金」という。)の受給権者であつて当該老齢基礎年金を受ける権利について同法第十六条の規定による裁定の請求をしたもの(以下この条、第十条及び第十一条において「老齢基礎年金受給権者」という。)が、その者の前年(一月から七月までの月分のこの項に規定する老齢年金生活者支援給付金については、前々年とする。以下この項において同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)と前年の所得との合計額(政令で定める場合にあつては、当該合計額を基準として政令で定めるところにより算定した額とする。以下「前年所得額」という。)が国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額を勘案して政令で定める額(第十条第一項において「所得基準額」という。)以下であることその他その者及びその者と同一の世帯に属する者の所得の状況を勘案して政令で定める要件に該当するときは、当該老齢基礎年金受給権者に対し、老齢年金生活者支援給付金を支給する。

2・3 (略)

- 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年五月二十日法律第四十七号）

（定義）

第二条 この法律において「特定求職者」とは、公共職業安定所に求職の申込みをしている者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者である者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者である者を除く。）のうち、労働の意思及び能力を有しているものであって、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めたものをいう。

（職業訓練受講給付金の支給）

第七条 国は、第十二条第一項の規定により公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等をいう。第十一条第二号において同じ。）を特定求職者が受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。

- 2 職業訓練受講給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。

- 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年七月二十五日厚生労働省令第九十三号）

（職業訓練受講給付金の種類）

第十条 法第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金は、職業訓練受講手当、通所手当及び寄宿手当とする。

（職業訓練受講手当）

第十一条 職業訓練受講手当は、法第十二条第一項の規定により公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（認定職業訓練等の期間を、当該認定職業訓練等が開始された日又は各月においてその日に応じ、かつ、当該認定職業訓練等の期間内にある日（その日に応じする日がない月においては、その月の末日。以下この条において「訓練開始応当日」という。）から各翌月の訓練開始応当日の前日（当該認定職業訓練等が終了した日（同日前にやむを得ない理由により当該認定職業訓練等の受講を取りやめた者にあつては、当該認定職業訓練等の受講を取りやめた日。以下この項において同じ。）の属する月にあつては、当該認定職業訓練等が終了した日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。以下同じ。）において次の各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給するものとする。

一 当該特定求職者の収入の額が八万円以下であること。

二～七 (略)

- 2 職業訓練受講手当の額は、次の各号に掲げる給付金支給単位期間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる給付金支給単位期間以外の給付金支給単位期間 十万円

二 (略)

3・4 (略)

- 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年十二月十六日法律第百二十六号）

（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給）

第三条 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、特定B型肝炎ウイル

ス感染者（特定B型肝炎ウイルス感染者がこの法律の施行前に死亡している場合にあつては、その相続人）に対し、その者の請求に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金を支給する。ただし、当該特定B型肝炎ウイルス感染者について既に特定B型肝炎ウイルス感染者給付金が支給されている場合は、この限りでない。

2・3 （略）

○ 雇用保険法（昭和四十九年十二月二十八日法律第百十六号）
（育児休業給付金）

第六十一条の四 育児休業給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款及び次款において同じ。）が、厚生労働省令で定めるところにより、その一歳に満たない子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により被保険者が当該被保険者との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該被保険者が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である被保険者に委託されている児童及びその他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。以下この項及び第六項において同じ。）（その子が一歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合にあつては、一歳六か月に満たない子）を養育するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前二年間（当該休業を開始した日前二年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間））に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、支給単位期間について支給する。

2～7 （略）